

東広島市立黒瀬中学校校務運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 東広島市立黒瀬中学校の校務を円滑かつ適正に運営するために、法令・条例及び規則等のほか、「東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（以下、学校管理規則）」第37条に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「職員」とは、広島県教育委員会の任命に係わる校長・教頭・事務長・教諭・養護教諭・講師・事務職員及び会計年度任用職員並びに東広島市教育委員会の任命に係わる教育補助員・学校教育支援員・教科等指導支援員、不登校等支援員・講師をいう。

第2章 校務運営に関する事項

(構成)

第3条 東広島市立黒瀬中学校の運営組織は、職員をもって構成する。

(校務分掌)

第4条 校長は、その権限に属する事務を職員に分掌させるため、法令・条例及び規則等に従い、学校管理規則第31条に基づき、校務分掌組織を定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、校務分掌組織及び分掌に係わる必要な事項は校長が定める。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。教頭は、校長に事故あるときその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌理する。

(組織)

第5条 校務運営及び教育企画を円滑に運営・実施するために、次の部を置く。

総務部、教務部、進路指導部、生徒指導部、保健安全部、学年部

- 2 各部に部長及び部員を置く。
- 3 各部の校務分掌分担は別に示す。
- 4 学校運営機構ならびに校務分掌一覧は別に示す。

(学校運営会・企画委員会)

第6条 校長は、学校経営管理に関し審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図るため、学校運営会並びに企画委員会を設置する。

- 2 学校運営会は、校長、教頭、事務長、教務主任で構成する。
- 3 企画委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援CO.、不登校等支援員で構成する。
- 4 学校運営会並びに企画委員会は、校長が招集し、主宰する。
- 5 校長は、必要と認めるときには関係者の出席を求め、報告を受け、意見聴取を行う。
- 6 前各項に規定するもののほか、企画委員会の組織及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(職員会議)

第7条 校長は、校務運営上必要と認めるときは、校長の職務の円滑な執行を補助させるために職員会議を置く。

- 2 校長は、校長が必要と認める事項について教職員に諮問し、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。
- 3 職員会議は、校長が招集し、主宰する。
- 4 前各項に規定するもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(各種委員会)

第8条 校長は、法令等に定めがあるもののほか、学校における専門的事項を調査・審議し、もって学校運営の円滑に資するために、必要に応じて委員会を設置する。

2 委員会

- (1) 不祥事防止委員会
- (2) 学校運営協議会
- (3) 学校保健委員会
- (4) 学校衛生委員会
- (5) 学校評価委員会
- (6) 学力向上委員会
- (7) 不登校対策委員会
- (8) 特別支援教育委員会
- (9) いじめ防止委員会
- (10) 医療的ケア検討委員会
- (11) 前項に定めるもののほか、校長が必要と認める委員会

3 その他

学校評議員、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口

- 4 前2、3項及びこの規定に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は校長が定める。

(不祥事防止委員会)

第9条 教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組むため、不祥事防止委員会を設置する。

- 2 不祥事防止委員会の設置要項は別に定める。

(学校運営協議会)

第10条 校長の求めに応じて、校長が行う学校運営に関して幅広く意見を聞き、助言を求め、協力を得て、特色ある教育活動の進展、開かれた学校づくりの推進及び、学校評価について、その効果的な計画、実施・評価を行い学校教育の充実に資するため学校運営協議会を置く。

- 2 学校運営協議会の必要な事項については別に定める。

(学校保健委員会)

第11条 学校保健委員会は、心身ともに健康でたくましい生徒を育成するために健康の保持増進と体力の向上について審議・調査し、もってその充実に資することを目的とする。

- 2 学校保健委員会は、校長、教頭、保健主事、養護教諭、その他校長が認める職員をもって構成する。
- 3 校長は、前項に規定するもののほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA代表等に委員を委嘱することができる。

(学校衛生委員会)

第12条 職員の健康と安全の保持増進を図り、円滑な学校運営に資するため学校衛生委員会を置く。

2 学校衛生委員会は、校長、保健管理医、教頭、そのほか校長が指名する職員をもって構成する。

(学校評価委員会)

第13条 学校評価委員会は、学校評価の推進について審議・調査し、もって学校評価の充実を図ることを目的とする。

2 学校評価委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、学年主任、研究主任、その他校長が認める職員をもって構成する。

(学力向上委員会)

第14条 学力向上委員会は、基礎力の定着と活用力の向上、教職員の資質向上、基本的な生活習慣の確立、学力の分析と評価のあり方について審議・調査し、学力向上を図ることを目的とする。

2 学力向上委員会は、校長、教頭、教務主任、研究主任、その他校長が認める職員をもって構成する。

(不登校対策委員会)

第15条 不登校対策委員会は、不登校解消について審議・調査し、もって組織的取組の充実を図ることを目的とする。

2 不登校対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心のサポーター、その他校長が認める職員をもって構成する。

(特別支援教育委員会)

第16条 特別支援教育委員会は、特別支援教育の推進について審議・調査し、もって特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

2 特別支援教育委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他校長が認める職員をもって構成する。

(いじめ防止委員会)

第17条 生徒間のいじめやトラブルの解決を目的として、教職員が組織的・積極的にいじめ防止等に対応していくため、いじめ防止委員会を設置する。

2 いじめ防止委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心のサポーター、その他校長が認める職員をもって構成する。

(医療的ケア検討委員会)

第18条 生徒の健康状態の把握に基づいて、快適な環境のもとで学習を継続していくために必要な医療的支援行為（以下「医療的ケア」という。）を行うことにより、生徒の健康を維持し社会的自立を目指すとともに、安心・安全な学校生活を確保し、教育の機会の保障及び充実を図ることを目的とする。

2 医療的ケア検討委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、交流学級担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、看護師（状況に応じて、市教委、保護者、その他校長が認める職員）をもって構成する。

(体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口)

第19条 生徒に対する体罰並びに教職員及び生徒を対象とした体罰、セクシュアル・ハラスメントに係わる相談を受け付けるために「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

(事務処理)

第20条 学校における事務処理は、校長決裁により行う。

2 校長は、前項の事務の一部を教頭、事務長に専決させることができる。

第3章 職員の勤務に関する事項

(勤務時間)

第21条 職員の勤務時間の割り振りは、校長が定める。

2 職員の勤務時間は、県費職員は午前8時00分から午後4時30分とする。市費職員は「日課及び勤務時間の割り振り」に示す。

3 休憩時間は、「日課及び勤務時間の割り振り」に示す。

(職員の服務)

第22条 職員の服務は、地方公務員法第30条から第38条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条2項及び東広島市立学校職員服務規程に基づくほか、校長が定める服務管理規定による。

《地方公務員法》

服務の根本規準(第30条)、服務の宣誓(第31条)、法令等及び職務上の上司の命令に従う義務(第32条)、信用失墜行為の禁止(第33条)、秘密を守る義務(第34条)、公務に専念する義務(第35条) 政治的行為の制限(第36条)、争議行為等の禁止(第37条)、営利企業の従事制限(第38条)

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条2項》

市町村教育委員会は、県費負担教職員の服務を監督する(第43条)

第4章 施設・設備の管理

(警備防火の計画及び分担)

第23条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

(施設・設備の管理)

第24条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については校長が定める。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、東広島市立黒瀬中学校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定めることができる。

附 則 この校務運営規程は、平成19年4月2日から施行する。
この校務運営規程は、平成20年4月1日に一部改定する。
この校務運営規程は、平成21年4月1日に一部改定する。
この校務運営規程は、平成21年10月15日に一部改定する。
この校務運営規程は、平成22年2月2日に一部改定する。
この校務運営規程は、平成25年4月16日に一部改定する。
この校務運営規程は、平成25年8月26日に一部改定する。
この校務運営規程は、平成27年4月1日に一部改定する。
この校務運営規程は、平成29年3月3日に一部改定する。
この校務運営規程は、平成31年3月29日に一部改定する。
この校務運営規程は、令和2年4月1日に一部改定する。
この校務運営規程は、令和4年3月22日に一部改定する。
この校務運営規程は、令和5年3月22日に一部改定する。
この校務運営規程は、令和6年3月14日に一部改定する。
この校務運営規程は、令和6年4月1日に一部改定する。
この校務運営規程は、令和7年4月1日に一部改定する。